

承認第 9 号

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び  
運営に係る基準に関する条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、  
次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専決事項

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営  
に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 6 年 3 月 29 日

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び  
運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係  
る基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法  
第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

日出町長 本 田 博 文

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 5 号

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例（平成 3 0 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「以下同じ。）」の次に「法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する」を加え、「包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第 6 条第 2 項中「が 3 5」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受

けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第17条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第7条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項中「あらかじめ、」の次に「利用申込者又はその家族に対し、」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第1号中「第8項」を「第9項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実

に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第38条第1項において同じ。）にかかる記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第17条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第17条第14号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に

1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第 17 条第 30 号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第 28 条第 1 項中「事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する」を「重要」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 36 条第 2 項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 17 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 38 条第 1 項中「第 37 条」を「前条」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、

同条第 3 項中「第 8 条第 5 項から第 8 項まで」を「第 8 条第 6 項から第 9 項まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 8 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。